



### 3. 審査の方針

輸送容器は、核燃料輸送物の種類がBU型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物であることから、第7条に定めるBU型輸送物に係る技術上の基準及び第11条に定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準のうち、容器に係るものに適合していることを確認することとした。

輸送容器は、令和3年12月9日付け原規規発第2112099号をもって核燃料輸送物設計承認書の交付を受けており、輸送容器の設計及び核燃料物質等を輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する確認を終えている。

したがって、本申請の審査においては、輸送容器に関して、製作の方法、設計及び製作の方法に従って製作されていること、設計及び製作の方法に適合するよう維持されていること、品質管理の方法等を確認することとした。

### 4. 審査の内容

申請者は、輸送容器について、令和3年12月9日付け原規規発第2112099号をもって核燃料輸送物設計承認書の交付を受けているとしている。

輸送容器のうち燃料バスケット2は[ ]により製作されたものを使用している。また、輸送容器のうちバスケット2を除く構成部品は、核燃料輸送物設計承認書の交付を受けたものと同一の設計仕様で既に[ ]により製作された輸送容器の貸与を受けて使用している。

輸送容器の設計に対する製作の方法、設計承認どおりに製作されていることについては、製作時に[ ]及び[ ](以下「容器製作者」という。)が適切に製作(製作の方法を含む。以下同じ。)し、維持管理していたことについて確認したとしている。また、申請者に引き渡された後は定期自主検査を実施し、その性能を維持している。

#### (1) 容器製作者が輸送容器を適切に製作し、維持管理していたことについて

申請者は、輸送容器製作時に容器製作者が適切に製作し、維持管理していたことについて、自らの品質マネジメントに基づき、品質管理計画を策定し、容器製作者に対して品質監査を行い、輸送容器の製作を行った当時の品質保証体制等について確認を行い、品質保証体制及び品質管理に問題がないことを確認したとしている。

具体的には、申請者は、輸送容器のうちバスケット2を除く構成部品の製作に係る品質監査を平成20年に実施し、製作を行った当時の[ ]における品質保証体制を確認し、当該品質保証体制の下で管理されている本輸送容器について、品質管理に問題がないことを確認したとしている。また、輸送容器のうち燃料バスケット2の製作に係る品質監査を令和3年度に実施し、製

作を行った当時の[ ]の品質保証に問題がないことを確認したとしている。

また、申請者は、輸送容器について、容器製作者が製作時に実施した材料検査、寸法検査、溶接検査、外観検査、耐圧検査、気密漏えい検査、しゃへい寸法検査、吊上げ荷重検査、重量検査、未臨界検査及び取扱い検査の記録確認により容器製作者が適切に輸送容器を製作したことを確認したとしている。なお、申請者は、伝熱検査については、輸送容器には特別な除熱装置を設けていないことから実施していないとしている。

輸送容器のうちバスケット 2 を除く構成部品の完成後から申請時までの性能維持に関して、[ ]による定期自主検査記録の確認又は申請者による定期自主検査を実施し確認したとしている。また、輸送容器のうち燃料バスケット 2 の完成後から申請時までの性能維持に関して、完成後 1 年未満であることから、[ ]が製作時に実施した検査により確認したとしている。

## (2) 輸送容器の検査及び維持管理について

申請者は、輸送容器の維持管理に関して、建屋内で保管し、性能を維持するとともに、定期自主検査を 1 年に 1 回以上（年間の使用回数が 10 回を超える場合は、10 回ごとに 1 回以上）実施し、性能が維持されていることを確認するとしている。

規制庁は、輸送容器について、以下を確認したことから、法第 59 条第 1 項の技術上の基準（BU 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物であることから、第 7 条に定める BU 型輸送物に係る技術上の基準及び第 11 条に定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準）のうち容器に係るものに適合していると判断する。

- 申請者は、令和 3 年 12 月 9 日付け原規規発第 2112099 号をもって核燃料輸送物設計承認書の交付を受けていること。
- 申請者は、自らの品質マネジメントに基づき、品質管理計画を策定し、容器製作者に対して品質監査を行い、輸送容器の製作に係る品質管理に問題がないことを確認していること。
- 申請者は、輸送容器に対して、容器製作者が製作時に実施した材料検査、寸法検査、溶接検査、外観検査、耐圧検査、気密漏えい検査、しゃへい寸法検査、吊上げ荷重検査、重量検査、未臨界検査及び取扱い検査の記録確認により、容器製作者が適切に製作したことを確認していること。
- 申請者は、輸送容器の完成後から申請時までの性能維持に関して、容器製作者による定期自主検査記録の確認又は申請者による定期自主検査を実施し、性能

が維持されていることを確認していること。

- 申請者は、輸送容器の維持管理に関して、建屋内で保管し、性能を維持するとともに、定期自主検査を1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合は、10回ごとに1回以上）実施し、性能が維持されていることを確認していること。

## 5. その他

原子力規制委員会は、容器承認書交付後の輸送容器を使用した核燃料輸送物の運搬においては、運搬する核燃料物質等及び核燃料物質等を輸送容器に収納した核燃料輸送物の発送前の点検（外観検査、吊上げ検査、重量検査、表面密度検査、線量当量率検査、未臨界検査、収納物検査及び気密漏えい検査）について確認することとなる。